

クレジット一体型エヌタスTカード特約

第1条（本特約の目的）

本特約は、株式会社エヌタス（以下、「当社」といいます。）と「指定クレジット会社」（次条第1号で定義）が提携して発行するエヌタスTカードのうち、「クレジット一体型エヌタスTカード」（以下、「一体型カード」といいます。）について、内容と適用条件を定め、利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本特約における主な用語の定義は、当社が指定するクレジットカード会社が定める「クレジットカード会員規約（以下、「クレジットカード会員規約」といいます。）」並びに「エヌタスTカード取扱規則」及び「エヌタスマネーオートチャージサービス取扱規則」に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「指定クレジット会社」とは、「一体型カード」の発行に際し当社が指定する、別表1のクレジットカード会社をいいます。
- (2) 「一体型カード」とは、指定クレジット会社と当社（以下、「両社」といいます。）が提携し所定の方法で発行する、クレジットカードに関する機能とエヌタスTカードに関する機能を有するカードをいいます。
- (3) 「一体型カード会員」とは、クレジットカード会員規約、本特約、「エヌタスTカード取扱規則」等に同意し、入会申込みをした個人のうち、両社が一体型カードの利用を認めた方をいいます。
- (4) 「クレジットカードに関する機能」とは、指定クレジット会社がクレジットカード会員規約に基づき提供する機能をいいます。
- (5) 「エヌタスTカードに関する機能」とは、当社が「エヌタスTカード取扱規則」等に基づき提供する機能をいいます。
- (6) 「Tカードに関する機能」とは、CCCの定める「T会員規約」、株式会社Tポイント・ジャパン（以下、「TPJ」といいます。）の定める「ポイントサービス利用規約」に基づき提供される機能をいいます。
- (7) 「エヌタスTカード発売交通事業者」とは、「エヌタスTカード取扱規則」に定めたエヌタスTカード発売交通事業者をいいます。

第3条（適用範囲）

1. 一体型カードに関する取扱いは、本特約の定めるところによります。

2. クレジットカードに関する機能・取扱い及び支払方法については、クレジットカード会員規約に定めるところによります。
3. 本特約及び本特約に基づいて定められた規定は、法令の改廃や経済情勢の変化又は当社の都合等により、一定の予告期間をおいて改定されることがあります。その場合は、一体型カード会員への通知又はホームページへの掲載により告知します。
4. 本特約が改定された場合は、その改定内容が一体型カード会員に通知又は公表された後に、一体型カード会員が一体型カードを利用したときに、一体型カード会員はその改定を承認したものとみなします。以後の本特約についての取扱いは、改定された特約の定めるところによります。
5. 本特約及びクレジットカード会員規約に定めのない事項については、「エヌタスTカード取扱規則」、「エヌタスマネーオートチャージサービス取扱規則」、「エヌタスマネー取扱規則」及び法令等の定めるところによります。

第4条（会員資格）

一体型カードの入会の申込みは、個人の方のみができるものとし、会員資格はクレジットカード会員規約によるものとします。

第5条（契約の成立）

一体型カードに関する契約は、一体型カード会員に対して一体型カードを発行したときに、両社と一体型カード会員の間で成立します。

第6条（カードの所有権）

「エヌタスTカード取扱規則第13条（エヌタスTカードの所有権）」の規定に関わらず、一体型カードの所有権は、両社に帰属します。

第7条（エヌタスTカードに関する機能の取扱い）

1. 一体型カードは、記名式エヌタスTカードとして取り扱います。
2. 一体型カードに関する定期券の取扱いは、エヌタスTカード発売交通事業者の定めるところによります。
3. 「エヌタスTカード取扱規則第14条（デポジット）」の規定に関わらず、一体型カードのデポジットは受領しないものとし、デポジットに関するエヌタスTカード取扱規則

の定めは、一体型カードには適用されないものとします。

第8条（有効期限）

1. 一体型カードのクレジットカードに関する機能には、両社が定める有効期限があります。
2. 両社が一体型カードのクレジットカードに関する機能の有効期限の更新を認めた場合は、新たな有効期限の一体型カードを発行します。ただし、当該カードにはエヌタスマネー残額及び定期券機能並びにオートチャージ機能等は当然には引き継がれませんので、新旧2枚のカードを持参しエヌタスTカード発売交通事業者で所定の手続を行ってください。
3. 両社が一体型カードのクレジットカードに関する機能の有効期限の更新を認めなかった場合は、有効期限を迎えた一体型カードはTカードに関する機能を失い、有効期限経過時点で保有されている全てのポイントが失効し、以後の一体型カードの利用によってもポイントは貯まらないようになります。また、エヌタスTカードに関する機能も利用できなくなりますので、必要に応じて払戻し手続をしてください。ただし、定期乗車券を搭載したエヌタスTカードについては、定期乗車券の期限までは、定期乗車券及びエヌタスマネーの機能は利用できます。その場合は、本特約のエヌタスTカードに関する機能についての条項（Tカードに関する機能についての条項を除く）を適用します。

第9条（盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行）

1. 一体型カードの盗難・紛失・障害、その他使用できない事象が発生した場合は、一体型カード会員はその旨をエヌタスTカード発売交通事業者及び指定クレジット会社へ通知し、再発行が必要な場合は、「エヌタスTカード取扱規則第23条（紛失再発行）」又は「同取扱規則第24条（破損等再発行）」に定める再発行の申し出を、エヌタスTカード発売交通事業者及び指定クレジット会社に対して行うことができます。また、盗難・紛失の場合は、最寄りの警察署への届出を行うものとします。
2. 前項の通知及び再発行の申し出があった場合は、新しい一体型カードに、クレジットカードに関する機能及びエヌタスTカードに関する機能を引き継いで再発行します。その場合は、エヌタスTカード発売交通事業者で所定の手続を行ってください。
3. 再発行に伴う手数料は、クレジットカード会員規約及び「エヌタスTカード取扱規則」に定めるものとします。
4. 一体型カードを紛失した場合又は盗難にあった場合等は、「エヌタスTカード取扱規則

第26条（紛失・盗難・失効・再発行・交換等に関する免責事項）」を準用し、当社並びにエヌタスマネー加盟店及び交通事業者は、再提供及び補償の義務を負いません。

5. 一体型カードを紛失した場合又は盗難にあった場合等は、指定クレジット会社は、クレジットカード会員規約の範囲を超えて補償する義務を負いません。

第10条（エヌタスTカードに関する機能の払戻し・返却）

1. 一体型カード会員は、「エヌタスTカード取扱規則第27条（エヌタスTカードの払戻し）」に定めるケースなど、一体型カードのエヌタスTカードに関する機能が不要となったときは、当該カードのエヌタスTカードに関する機能を使用できない状態にすることを条件に、エヌタスマネーの払戻しをエヌタスTカード発売交通事業者に請求できます。その場合は、手数料及び手続は「同取扱規則第27条」を準用しますが、当該カードの返却については、「同取扱規則第27条及び第13条（エヌタスTカードの所有権）」の定めに関わらず、クレジットカード会員規約によるものとします。

2. 前項の規定により払戻しの請求を行った（更新時及び再発行時における従前の一体型カードの払戻しを除く。）後は、一体型カード会員は、指定クレジット会社にその旨を通知しなければなりません。

第11条（定期券の移し替え）

1. 定期乗車券を搭載したエヌタスTカードの保有者が一体型カードの交付を受けた場合、及び一体型カード会員が再発行又は更新を受けた場合は、両社が交付する定期券移し替え申込書をエヌタスTカード発売交通事業者に提出し、定期券の移し替えを請求できます。
2. 定期券移し替え申込書は再交付しません。
3. 前2項のほか、定期券の移し替えの取扱いは、エヌタスTカード発売交通事業者の定めるところによります。

第12条（届出事項の変更）

1. 一体型カード会員は、両社に届け出た事項について変更があった場合は、指定クレジット会社に通知するものとします。また、両社に届け出た事項のうち、T会員登録情報にあたるものについては、別途CCCが定めるT会員規約の定めに従い変更いただく必要があります。

2. 前項により一体型カードの再発行が必要となる場合があります。その場合は、エヌタスTカード発売交通事業者で所定の手続を行ってください。
3. 一体型カードは、「エヌタスTカード取扱規則第21条（エヌタスTカード記名者情報の書き換え）」に定める氏名の書き換えはできません。

第13条（会員資格の喪失）

1. 一体型カード会員は次の各号に該当する場合は、一体型カード会員の資格を喪失するものとします。なお、会員資格喪失及び会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの解約による損害に対し、両社はその責めを負いません。
 - (1) 両社の定めに違反した場合。
 - (2) 指定クレジット会社が、クレジットカードの一体型カード会員資格を取消した場合。
 - (3) 一体型カード会員が、クレジットカードの退会を通知した場合。
 - (4) 第10条の規定に基づく払戻し（更新時及び再発行時における従前の一体型カードの払戻しを除く。）を、エヌタスTカード発売交通事業者が受け付けた場合。
 - (5) 一体型カードを、クレジット機能のない記名式エヌタスTカードとして再発行した場合（第9条第2項の規定による「一体型カードとしての再発行」でない場合。）。
 - (6) エヌタスTカードに関する機能が、「エヌタスTカード取扱規則第15条（エヌタスTカードの失効）」に基づき失効した場合、又は「同取扱規則第22条（無効となる場合）」に基づき無効となった場合。
2. 一体型カード会員資格を喪失したときの一体型カードの取扱いについては、本特約のほか、クレジットカード会員規約の定めによります。
3. 本条第1項第2号又は第3号に該当した場合は、一体型カード会員は一体型カード会員資格を喪失し、T会員としての地位も喪失し、当該時点で保有されている全てのポイントが失効し以後の一体型カードの利用によってもポイントは貯まらないようになります。ただし、Tカードに関する機能を除くエヌタスTカードに関する機能については引き続き利用できます。その場合は、本特約のエヌタスTカードに関する機能についての条項（Tカードに関する機能についての条項を除く）を適用します。
4. 本条第1項第4号又は第5号の処理を行う前に一体型カードを指定クレジット会社に返却した場合は、当該カード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値（デポジットを含みます。）及び乗車券等は返却しません。
5. 本条第1項第6号において一体型カードのエヌタスTカードに関する機能が無効とな

った場合は、「エヌタスTカード取扱規則第22条（無効となる場合）」を準用します。ただし、エヌタスTカード発売交通事業者における一体型カードの回収については、同条項（同取扱規則第22条）に関わらず、エヌタスTカードに関する機能を使用できない状態にした上で一体型カード会員に返却するものとします。この場合は、一体型カード会員は指定クレジット会社にエヌタスTカードに関する機能が無効となった旨を通知しなければなりません。

第14条（インプリンター加盟店での利用制限）

一体型カード会員は、一体型カードのクレジットカードに関する機能を、インプリンター加盟店（カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）では利用できません。

第15条（個人情報の利用目的）

1. 一体型カード会員は、一体型カードに記録するために、一体型カード会員に関する個人情報のうち、一体型カード会員の氏名、生年月日、性別及び一体型カード会員の電話番号を、両社が利用することに同意するものとします。
2. 一体型カード会員は、次の各号に掲げる目的で、一体型カード会員に関する個人情報のうち、エヌタスTカードに関する機能の発行番号、生年月日、性別及びエヌタスTカードに関する機能を有効にした日時を、当社がエヌタスTカード発売交通事業者に提供すること及びエヌタスTカード発売交通事業者が当該個人情報を当該事業者規程に準じて取り扱うことに同意するものとします。
 - （1）乗車料収入の審査及び調定に関する事務。
 - （2）乗車人員及び乗車料収入データの収集、管理に関する事務。
3. 一体型カード会員は、次の各号に掲げる目的で、一体型カード会員に関する個人情報のうち、Tカードの番号、氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、一体型カードのクレジット利用の際のTカードに関する機能の利用履歴（利用日時・利用金額・利用場所・その他の利用履歴も含まれます。）、一体型カードのクレジット利用の際のポイントの付与・利用等に関する情報その他T会員の情報管理に必要な情報（本特約同意後に当該会員から登録情報変更等の手続によって知り得た変更情報を含みます。）を、指定クレジット会社がCCCに提供すること及びCCCが当該情報を個人情報保護方針並びにT会員規約に従って取り扱うことに同意するものとします。
 - （1）ポイントの付与・利用を行うため。
 - （2）その他CCCにおけるT会員の管理及び各種サービス実施のため。
4. 入会を申し込んだものの、両社又はCCCが一体型カードの利用を認めず、一体型カー

ドを発行しなかった場合は、入会希望者が両社に提出した個人情報の取扱いは、指定クレジット会社の定めるところによります。

5. 入会希望者は、本条第1項から第4項までの規定に同意しない場合は、一体型カードの入会を申し込むことができません。

第16条（免責事項）

1. 払戻し、再発行時の取扱い、退会、オートチャージ設定の変更等の一体型カードに関する事項において、一体型カード会員が指定クレジット会社又はエヌタスマネーカード発売交通事業者に申告、申請その他の申し出（以下、「申告等」といいます。）をしなかったこと、虚偽の申告等をしたこと又は不備のある申告等をしたことにより生じた不利益、損害については、両社並びにエヌタスマネー加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。
2. 一体型カードのエヌタスマネーカードに関する機能及びオートチャージに関する機能が使用できないことにより一体型カード会員に生じる不利益、損害については、両社並びにエヌタスマネー加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。
3. 両社又はエヌタスマネー加盟店若しくは交通事業者の故意又は重過失による場合を除き、一体型カードのサービスによって発生した損害・不利益等について、両社並びにエヌタスマネー加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。
4. その他、両社又はエヌタスマネー加盟店若しくは交通事業者の責めに帰すことができない事由によって発生した損害・不利益等について、当社並びにエヌタスマネー加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。また、指定クレジット会社も、クレジットカード会員規約の範囲を超えて補償する責めを負いません。
5. 一体型カード会員と指定クレジット会社との間で発生する全てのトラブルについては、一体型カード会員と指定クレジット会社との間で直接解決することとし、当社はその責めを負いません。
6. 本特約上の両社及びエヌタスマネー加盟店並びに交通事業者の責任を免責する規定に関わらず、消費者契約法その他の理由により両社又はエヌタスマネー加盟店若しくは交通事業者が損害賠償責任を負う場合は、本規則に含まれる免責規定は適用されません。また、両社又はエヌタスマネー加盟店若しくは交通事業者が会員の損害を賠償する場合の当該損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に発生した損害（付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失利益は含まれません。）に限定されます。

【別表】

第1号 指定クレジット会社	・株式会社オリエントコーポレーション
------------------	--------------------

附則1

この特約は、2019年9月16日から有効です。

この特約は、2020年7月1日から有効です。